

# 宿泊施設やオフィスビル等に 「福岡の伝統工芸品」を取り入れたい

## 「福岡の伝統工芸品」を中心としたおもてなし空間創出事業

宿泊施設、オフィスビル、店舗等のエントランス空間等への「福岡の伝統工芸品」の導入や、内装・建築工事における「福岡の伝統工芸品」を組み込んだ部材の使用を支援します。

### 対象者

県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等施設の施主及び施主の同意を得た設計事業者、施工事業者等

### 内容

#### (1) 補助対象項目

- ① 「福岡の伝統工芸品」の購入（伝統工芸品の技術を活用した二次製品含む）、設置等に係る費用
- ② 建物等の内装等に用いる「福岡の伝統工芸品」導入経費（工事請負費含む）

#### (2) 補助率

1 / 2（消費税抜）

（参考）福岡の伝統工芸品

- ・ 経済産業大臣指定伝統的工芸品  
博多織、博多人形、久留米絣、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯
- ・ 福岡県知事指定特産民工芸品  
小倉織、博多曲物、籃胎漆器、八女すだれ、大川組子など

### 活用方法

- ・ 詳細は、県HPでご確認ください。  
トップページ>組織から探す>商工部>観光局観光政策課

### お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課 物産振興係

TEL : 092-643-3454

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/198/>

